

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和8年5月22日（金）13：30～14：30

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、渡邊副会長（WEB）、原口副会長、上野専務理事

内容・提出資料：

1. 「要指導・一般用医薬品等販売の総合手引き」等について

（令和8年5月13日 日薬業発第60号）

渡邊副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では、「要指導医薬品、一般用医薬品販売の手引き 改訂第3版」を作成、本会会員に提供してきたが、今般、令和7年度薬機法改正において指定濫用防止医薬品や特定要指導医薬品が位置づけられたこと等を踏まえ、内容の見直し・整理を行い、表題を「要指導・一般用医薬品等販売の総合手引き 改訂第4版」（令和8年5月）」に変更し作成した。

また、医薬品販売制度を総合的に把握し実用性を高める目的で、これまでの「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供、指定濫用防止医薬品販売等のための業務に関する指針・業務手順書の作成にあたって」及び「同指針・業務手順書モデル」を手引きの付録として掲載、別々になっていた資料を総合手引きとして一つにまとめた。本会ホームページの会員向けページに掲載し、都道府県薬剤師会を通じ、活用について会員に周知したところである。

2. 一般用医薬品等の適正使用のための情報提供等及び依存の疑いのある事例の副作用等報告の実施について（再周知）（令和8年5月13日 日薬業発第61号）

渡邊副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

厚労省の事務連絡「一般用医薬品の適正使用のための情報提供等及び依存の疑いのある事例の副作用等報告の実施について（周知依頼）」については、医療安全の観点から、5月7日付けで都道府県薬剤師会を通じ会員に周知済みであるが、令和7年の薬機法等改正により指定濫用防止医薬品の販売等について規定され、この5月1日より施行されていることに合わせ、あらためて以下について会員に周知した。

本事務連絡で示されていることとしては以下の通り。

- ・指定濫用防止医薬品を販売する際は、薬機法施行規則等を遵守すること、特に、複数購入しようとする場合には、その理由を確認し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り販売するよう徹底すること。
- ・指定濫用防止医薬品以外の一般用医薬品等の販売等に際しても、依存や不適正な使用が疑われる場合にあっては、購入者に対し、必要な情報提供や確認を積極的に行うこと等。
- ・一般用医薬品等の服用をやめようとしてもやめることができない事例等を医薬関係者が把握した場合であって、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、「医薬関係者からの医薬品、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品及び化粧品等の副作用、感染症及び不具合報告の実施要領について」（令和4年3月30日付日薬情発第216号既報）の実施要領別紙1様式①を用いて副作用等報告を行うこと等。

3. 麻しんの感染拡大防止に向けた学校及び認定こども園に対する周知について（情報提供）（令和8年5月18日 日薬業発第65号）

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課より、都道府県・指定都市教育委員会等の関係諸機関宛に、事務連絡「麻しんの感染拡大防止に向けた周知について（依頼）」が発出された。これは、厚労省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課及び予防接種課より関係省庁宛に、「麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様へのメッセージ」がとりまとめられたことの連絡とともに、更なる感染拡大防止に向けた周知や情報提供の依頼が行われたことを受けてのもの。文科省からの関係諸機関宛の連絡では、学校や認定こども園等に対する周知を行うよう依頼されており、あわせて、ワクチン接種において本人や保護者の判断が尊重されるべきことが連絡されている。また、国民へのメッセージでは、症状がある場合の適切な対応、自治体の疫学調査への協力、予防接種歴の確認及び必要に応じたワクチン接種の検討が呼びかけられているほか、保育園や学校職員、医療機関職員等についても接種が不十分な場合の対応の検討が注意事項として挙げられていることから、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

主な質疑応答は以下のとおり。

【コンサータについて】

記者：患者団体が厚労省に、限定出荷となっている注意欠如・多動症の治療薬コンサータについて、その期間中に限り特例的に「薬局間譲渡」を可能にするよう求めた件について見解はいかがか。

岩月会長：必要な方がストレスなく入手できるように、「薬局間譲渡」は一つの方法として理解するところである。一方で、まずは偏在が起きているのか、総量が不足しているのか、しっかり調査をお願いしたい。コンサータが厳密に流通管理されていることを踏まえると、特例措置を実現するには相応の理由が必要かもしれない。

原口副会長：現実的には、流通の仕組みの中で解決していくことが重要ではないか。現場の薬局も卸も、そうした意識を持って改善に努めているはずである。

【一般用医薬品等の販売について】

記者：一般用医薬品等の販売について、改めて貴会として打ち出すことはあるか。

岩月会長：先ほどご説明した、別々になっていた資料を総合手引きとして改訂したことも一つ。こうしたものをまとめて出すことによって、販売のマネジメントに関する意識を新たにしたい。ただいたり、販売を始めてみようと思っただいたり、そういった機会になることを期待している。

次回の定例記者会見は、令和8年6月3日（水）14：00～を予定。